

工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称 第20-79550-0002号
会津農林高等学校鶏舎改築（建築）工事
2. 工事の場所 大沼郡会津美里町大字鶴野辺地内
着 工 令和 2 年 月 日
3. 工 期
完 成 令和 2 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円 也
5. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県立会津農林高等学校と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 2 年 月 日

発注者 福島県立会津農林高等学校
校長 安田 修久
受注者

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。）

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあつては4回とする。

第3 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げること。）

第4 この工事における契約保証金は、約款第4条第2項の規定に関わらず、請負代金額の10分の3以上とする。この場合において、約款第4条第2項及び4項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

2 この工事における前払い金については、約款第35条第1項の規定に関わらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。この場合において、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置する。

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第6 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第7 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められきは、工事請負契約款 第 24 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第 1 項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。